

富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務仕様書

- 1 品 目 富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務
- 2 目 的 富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）の正面駐車場が安全で有効に活用されるよう、来院者と車両を誘導する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するもの。
- 3 委託期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）
- 4 履行場所 高岡市二塚 387-1 富山県済生会高岡病院内
- 5 駐車スペース 192 台（軽・普通車 182 台、身障者用 10 台）、他にバスとタクシーの乗降場所あり
- 6 業務内容
 - (1) 業務時間並びに人員
 - ・当院の稼働日（平成 31 年度は 241 日）である月曜日から金曜日までの午前 8 時 00 分から午前 12 時 00 分を委託業務時間とする。
 - ・2 名体制により業務を行うものとする。なお、警備員が欠勤する場合は、遅滞なく補充要員を手配し、業務に支障のないようにすること。
 - (2) 業務実施上の留意点
 - ・警備業法に基づく服装（制服）を着用すること。
 - ・駐車場内の入口、出口付近の整理整頓に留意すること。
 - ・駐車場が満車の場合、駐車待ちの車が路上出入口に渋滞しないように敷地内スペースの活用を図ること。
 - ・駐車場で異変に気付いた場合や業務の履行に関して来院者等とトラブルが発生した場合、病院担当者に直ちに連絡し、指示に従って対応すること。
 - ・病院の規定（「敷地内禁煙」等）を遵守すること。
- 7 受託者の責務
 - (1) 一般的注意事項
 - 乙は、本業務を遂行するにあたって、履行場所が公的医療機関として住民に適切な医療サービスを提供するところであることを認識し、身だしなみ、言葉遣いなどに十分配慮すること。

(2) 守秘義務

乙は、本業務上、直接・間接を問わず知り得た甲の業務内容及び個人情報等について、一切他人に漏洩することのないよう、関係法令を遵守して契約の履行に当たるものとする。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 統括責任者の選任

乙は、乙の従業員のうちから本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を選任し、甲に届け出なければならない。

(4) 統括責任者の責務

統括責任者は、本業務を遂行するにあたっては、甲の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。また、総括責任者は本業務を遂行するにあたり、不測の事態が発生した場合、速やかに必要な措置をとり、甲に報告するものとする。この他、甲から指導等があった場合には、迅速に必要な措置を取り、その結果を甲に報告するものとする。

(5) 業務従事者の指導教育等

乙は、業務従事者に対して、本業務を遂行する上で必要な教育訓練を行わなければならない。また、定期的に健康診断を行って業務従事者の健康管理に留意すること。併せて甲の施設で業務する従事者の名簿を甲に提出するとともに、その業務従事者に名札を着用させること。

8 実績報告書の提出等

乙は、本業務について、勤務実施毎に実績報告書を甲に提出し、本業務の履行状況について甲の確認を受けなければならない。

9 委託料の請求

乙は、前項の確認終了後、甲の指定する方法で当該委託料を請求するものとする。

10 履行場所の確認

本業務を行おうとするものは、契約締結前に履行場所を確認し、必要な業務の手順等を把握しておくこと。

11 再委託の禁止

乙は、本業務を自ら行うものとし、他の物にその処理を再委託してはならない。

1 2 入札金額について

- (1) 契約は単価契約とする。
- (2) 入札に当たっては、警備員 1 名当たりの時間単価（消費税抜き）で入札し、その最低額で入札した業者との間で契約するものとする。